

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
目次

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）（第一条関係）・・・・・・・・・・ 1

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）（第二条関係）・・・・・・・・・・ 3

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（第三条関係）・・・・・・・・・・ 5

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

（定義）

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成二十八年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成二十三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

一〇七 （略）

一〇七 （略）

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 平成二十八年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

第三条 平成二十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成二十八年四月一日

一 平成二十三年四月二日以後同年十月一日前に日本の国籍を失つた者

<p>3 (略)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日とする。</p> <p>1 (国債の発行の日) (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成二十八年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。）</p> <p>(削る)</p>	<p>3 (略)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十三年十月一日とする。</p> <p>1 (国債の発行の日) (略)</p> <p>附 則</p> <p>2 (略)</p> <p>二 前号の期間内に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、平成二十三年十月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。）</p> <p>四 当該戦傷病者等が平成二十三年十月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。）をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（定義）

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成三十三年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成三十三年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

一〇七 （略）

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 平成三十三年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成三十三年四月一日

（定義）

第二条 この法律において「戦傷病者等」とは、昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかり、これにより障害の状態となつたことを事由として、平成二十八年四月一日において次の各号に掲げる給付（以下「増加恩給等」という。）のうち年金たる給付を受けていた者及び同日において増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある者で、同日において当該給付に係る障害の程度が、恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当したものをいう。ただし、一時金たる給付を受けたことがある者であつて、当該給付を受けた日から平成二十八年三月三十一日までの間に、当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当したものを除く。

一〇七 （略）

（特別給付金の支給及び権利の裁定）

第三条 平成二十八年四月一日において戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。）であつて同日において日本の国籍を有していた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

- 一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第一項に規定する国債（平成二十八年四月一日

<p>において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成三十三年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない者（刑の執行猶予中の者を除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 附 則</p> <p>(略)</p> <p>(国債の発行の日)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成三十三年十月一日とする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>において支払期日の到来していないものがある場合に限る。）の交付を受けた者（受けることができる者を含む。）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、平成二十八年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなっていない者（刑の執行猶予の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。）</p> <p>2 (略)</p>	<p>1 附 則</p> <p>(略)</p> <p>(国債の発行の日)</p> <p>2 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、平成二十八年十月一日とする。</p> <p>3 (略)</p>

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 66 （略） 附則</p> <p>67 平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。</p> <p>68 平成十五年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十五号。以下「平成二十三年法律第二十五号」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者（平成十八年法律第九十五号附則第二条</p>	<p>1 66 （略） 附則</p> <p>（新設）</p>

第二項に規定する者を除く。)に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

69

平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成十八年法律第九十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第三項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

70

平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第四項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

(新設)

(新設)

71| 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第五項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

（新設）

72| 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。）の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第六項の規定により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。）であつたことにより、平成二十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

（新設）

73| 平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻（婚姻

（新設）

の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を
含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第七項の規定
により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利
を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一
日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者
は、同条第五項に規定する者とみなす。

74

平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死
亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻
の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を
含むものとし、平成十八年法律第九十五号附則第二条第八項の規定
により平成二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利
を取得した者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一
日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者
は、同条第五項に規定する者とみなす。

75

平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死
亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻
に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は
昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対す
る特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「
昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとし
たならば同条に規定する戦傷病者等となる者の妻(婚姻の届出をし
ていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものと
し、平成十八年法律第九十五号附則第二条第九項の規定により平成
二十三年法律第二十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特
別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した
者に限る。)であつたことにより、平成二十八年十月一日において

(新設)

(新設)

76| 第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第
六項に規定する者とみなす。
(略)

67|
(略)